



宝物集冒頭の変容—本文改変の過程と平家物語における享受—

| | |
|-----|---|
| 著者 | 大島 薫 |
| 雑誌名 | 國文學 |
| 巻 | 70 |
| ページ | 11-28 |
| 発行年 | 1993-12-20 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/5440 |

宝物集冒頭の変容

—— 本文改変の過程と平家物語における享受 ——

大 島 薫

はじめに

宝物集という作品は、冒頭に作者自身と覺しい人物を描いており、この人物が嵯峨の清涼寺へ参籠するに至った契機を記している。宝物集の作者は、管見に及んだ範圍でだが、和歌色葉以後一様に、平康頼とされているから、康頼について記した箇所と読むことができ。ただし、宝物集の本文には作者を明記しておらず、また、冒頭に描かれた人物が康頼であると記されてもいない。冒頭の一節は、清涼寺に至るまでを記した道行文とともに、作者について窺わせる唯一の箇所でもある。宝物集には、多種多様な諸本の伝わっていることが知られているが、冒頭の何紙かを欠いた一巻本を除けば、どの系統の諸本にも記される箇所である。ひとまず、身延山久遠寺本

(以下、抜粋本と称す) から本文を引用することにした。

治承元年、秋薩摩國ノ島ヲ出テ同二年ノ春再ヒ旧里ニ帰テ侍ヘリシカト
モ世ノ中ニ有リシニモアラス浮木ニ乗リケン人ノ心地セシカハ世ノ憂
時ノ住家ナレハ心ヲ慰メシトテ東山ノ所ニ籠リ居テ程ニ昔花ノ下月
前ニ見ナレタリシ人間近ク来リ由申ツカハシタレハ竹ノアミト
ヲ、シ開テ入レ侍メ心尽ク思フ年ノ経ケレトモウサニタヘタリケル
身ナリケレハイキノ松原イキテ帰リ来ニケル悦ニナム来ルトン申
メル三ケ年ノ夢纒ニサメタリト云ヘトモ一生涯ノ歎ニ未レ嘗レホトナ
レハ人ニモ知レテ侍ツルニ何ニシテ尋ハ来リ給ツルソ鬼鹿島ノア
リサマハ申メ無益ニ侍ヘシ故京ノコト風ノツツテニモ聞難侍京ノ
出テ後何ノコトカ侍申セハ何ナク世中ニ不レ閑ノミ見ケニヤ

嗟哉^ソ、秋迦^{アキカ}、天竺^{テンシク}、カヘリ給^{タマフ}ナムスルトテ一京^{イツキョウ}、人道^{ニョウダウ}、サリアヘス参侍^{サンシ}ト申^{マウ}、我朝^{ウチノアサ}日本国^{ニッポンノクニ}ノ不思議^{フシギ}、此^{ココ}仏^{ブツ}ヲハシマスヲコソ不思議^{フシギ}トシタメルニ誠^{マコト}ナラハ心ウクカナシクソ侍^シ、サナシトテモ参^{マカ}、テヤハアルヘキト思^{オモ}。

〔角川貴重古典籍叢刊 8 『古鈔本宝物集』所収の影印により引用〕

宝物集の構想は、冒頭に描かれた人物が、清涼寺参籠に際して耳にした事柄を書き留めたというものだから、右に引用した冒頭の一節を、書き手として設定した人物を「物語の場」に導くために記された箇所と考えることもできる。「声少しなまりたる者の、法師なめりと覚ゆる（吉田本）」者の語った事柄を書き留めたとする、聞書を装った箇所（宝物集の大部分を占める）と比べると、多少性質の異なつた記述であることが推測されよう。

小稿では、宝物集の冒頭が、どういつた知識に基づいて記されているのかを探るとともに、この一節の記述に確認される、改変の諸相について考えてみたいと思う。

一、宝物集諸本において

1. 浮木に乗りけん人の心地

平康頼といえは、宝物集の作者として伝えられているというより

も、鹿谷事件発覚の後、鬼界島に配流された人物として有名であろう。平家物語には、中宮御産に際した大教によって、治承二年に罪を許され、その翌年の春に帰洛を果したことからまでが記されていて、諸本によっては、その帰洛の後に、宝物集という物語を著したと記すものもある。それゆえ、先に引用した冒頭の一節の、

世ノ中^ヨ有^リシニモアラス浮木^{ウキキ}ニ乗^リケン人^ノ心地セシカハ

という傍線を施した箇所には、帰洛を果した康頼の心情が述べられているといつてよいだろう。帰洛後の心情を記した、右の一節については、俊頼髓脳に記される、次の箇所との関係が指摘されている（黒田彰氏「注釈の展開―宝物集の場合―」、『国文学解釈と鑑賞』53・3、昭和63年3月）。

天の河うき木にのれるわれなれやありしにもあらず世はなり
にけり

これは、昔、采女なりける人を、たぐひなくおほしけり。例ならぬ事ありて、さといいでたりける程に、忘れさせ給ひにけり。心地よろしくなりて、いつしかと、参りたりけるに、昔にも似ず見えければ、うらめしと思ひて、まかりいでて、たてまつりける歌なり。本文なり。漢武帝の時に、張翫といへる人を召して「天の河の、みなかみ尋ねてまいれ」と、遣しければ、浮き木にのりて、河のみなかみ尋ねゆきければ、見も知らぬ所に、

行きてみれば、常に見る人にはあらぬさましたるものの、機をあまたたてて、布を織りけり。また、知らぬ翁ありて、牛をひかへて、立てり。「これは、天の河といふ所なり。この人々は、たなばたひこぼしといへる人々なり。さては、我は、いかなる人ぞ」と、問ひければ、「みづからは、張審といへる人なり。官旨ありて、河のみななみ、尋ねてきたるなり」と、答ふれば、「これこそ、河のみななみよ」といひて、「今は帰りね」といひければ、帰りにけり。さて、参りたりければ、「尋ね得たりや」と、問はせ給ひければ、「尋ねたりつれば、たなばたひこぼしなど、牛をひかへ、たなばたは機を織りて、これなむ、河のみななみと、申しつれば、それより帰参りたる」と、奏しける。所のさまの、ありしにもあらず、変りたりければ、そのよしを聞きて、かく詠めるなり。この歌を、みかど御覽じて、あはれとやおほしけむ、もとのやうに、かた時もたちさらず思召しけり。その後、いくばくも経ずして、うせ給ひにけり。塚のうちに、をさめたてまつりける時に、この采女、生きながらこもりにけり。その御陵を、いけごめの御陵とて、薬師寺の西に、いくばくものかであり。まことにや、張審帰参らざるさきに、天文の者の参りて、七月七日に「今日、天の河のほとりに、知らぬ星いできたり」と奏しければ、あやしびおほしけるに、こ

の事を聞こし召してこそ、まことに尋ねいきたりけると、おほしめしけり。

（小学館日本古典文学全集50「歌論書」所収により引用）

黒田氏は、「浮木^ニ乗^リケン人」あるいは「世^ノ中^ニ有^リシニモアラス」という表現について、俊頼髓脳に記された采女歌（傍線を施した箇所）に基づいた表現であると指摘されるとともに、この一節に述べられる心情についても、典拠とした采女歌と、さらに、その采女歌に踏まえられた張審故事といった、二つの故事知識によって理解されるものであることを説いておられる。俊頼髓脳には、采女歌をめぐる故事として、「天の河」の歌を詠んだ采女歌（いけごめの采女譚）と張審故事をあげているから、采女歌に基づいて記された宝物集の一節にも、俊頼髓脳同様、二つの故事が踏まえられているということであろう。ところが、宝物集諸本の中には、先に引用した抜書本とは異なつた本文を記して、帰洛後の心情を述べたものもある。光長寺本から、冒頭の一節を引用することにした。

治承二年^{シヤウヘン}春^{ハル}フタ、ヒ旧里^{キウリ}帰^{カヘリ}侍^{ヘシ}シカアリシニモアラスカ
ハリテウキ、ニモノレルトヨミケル人ノコ、チシテミヤコモタ
ヒノ様^{サマ}ヲホヘ侍^{ヘシ}カハヨノウキ時^{トキ}ノスミカナレハ心^{ココロ}ナクサ
メムトテ

（角川貴重古典籍叢刊8「古鈔本宝物集」所収の影印により

引用)

光長寺本とは、七系統に分類される諸本（小泉弘氏「古鈔本宝物集研究篇」、昭和48年）の内でも、先に引用した抜替本同様、第二種七卷本系諸本の一つに分類されたものである。光長寺本には「ウキ、ニノレルトヨミケル人」と記されていて、采女歌の第二句を忠実に引いているほか、「トヨミケル」とも記しているから、ここに述べようとする心情は「天の河」の歌を詠んだ采女にたとえられたものであることが明かである。また、抜替本に「世中、有ッシニモアラス」と記される箇所を、「アリシニモアラスカハリテ」と記したのも、俊頼髓腦の次の一節を踏まえたためであろう。

所のさまの、ありしにもあらず、変りたりければ、そのよしを聞きて、かく詠めるなり

俊頼髓腦には、張翬故事と采女のご事が複雑に入り組んで記されているが、右に引用した一節は、采女のご事を述べる箇所^①に記されている。光長寺本に記される帰洛後の心情を述べた一節は、「天の河」の采女歌と、その歌の作歌事情を記した采女のご事の^②一部を切り継いでいるのである。「天の河」の歌を詠んだ采女のご事を踏まえた記述であることは確実であろう。ただし、この一節に踏まえられた采女のご事は、「天の河」の歌をめぐる故事として、俊頼髓腦のほかにも用いられていて、管見に及んだ範囲でも、興義抄や和歌色葉

等の歌学書に引用されている。それゆえ、光長寺本のように記されるに際して参照された文献を断定することはできない。しかし、どの文献にも記される、采女歌の第二句が用いられているだけでなく、「アリシニモアラスカハリテ」と記される箇所が一致していることもあるから、とりあえずは、俊頼髓腦に依拠した記述であると考えておきたい。宝物集には、俊頼髓腦を典拠とする旨を注記した箇所もあるから、その参照について疑う必要はないだろう。しかし、抜替本に用いられた「浮木乗ッケン人」という表現は、張翬その人を示したものである。光長寺本と抜替本では、踏まえられた故事が違っていることになろう。「浮木乗ッケン人」という表現は、たとえば、小大君集の一首にも

あまのかはうき、にのれるわれならばきみかあたりにけふはきなし

〔私家集大成〕^③に所収の「小大君集（書陵部蔵）」より引用。詞書に「み中にやるふみのうはかきに、七月七日とあるところにかきつくる」とある）

とあるように、張翬故事と結び付く表現として広く用いられていたものらしい。^④「世中、有ッシニモアラス」という記述にしても、「天の河」の采女歌よりも、源俊頼が詠んだ

よのなかのありしにもあらずなりゆけば涙さへこそ色かはりけれ

(千載和歌集卷第十六雜歌上「運をはづる百首歌よみ侍りけるなかによめる」、散木奇歌集第九雜部上「恨躬恥運雜歌百首」。「新編国歌大観」より引用。以下、和歌の引用には同書を用いる)

という和歌を思わせる。光長寺本と抜書本では、踏まえられた故事が違っているだけでなく、この一節を記すために用いた文献も異なっているのである。しかし、これを仮に、抜書本の場合も俊頼髓腦に基づいて記されていると考えるにしても、俊頼髓腦に引かれた張翫故事は、采女歌の上句について説明を加えるものであって、「ありしにもあらず世はなりにけり」という下句と関わる内容をもって記されていない。「浮木_ニ乗_リケン人」という表現に示されるように、張翫故事を踏まえた心情を記しているにも関わらず、張翫故事と関わらない「世_ノ中_ニ有_リシニモアラス」という表現を採り合わせていることになる。勿論、先に引用した俊頼の和歌、「世_ノ中_ニ有_リシニモアラス」という表現の拠所となったであろうこの歌にも、俊頼髓腦に引かれた采女歌と、その歌をめぐる采女故事が踏まえられているだろう。しかし、「天の河」の歌を詠んだ采女故事が、康頼と覚しい人物の、帰洛後の心情を述べるために十分な内容であるのに比べると、「浮木_ニ乗_リケン人」について記した張翫故事は、遙か遠くを訪ねて戻ってきたという程度の意味でしか踏まえることができ

ない。帰洛後の心情を述べる箇所に踏まえられた故事であることを考え合わせると、采女故事の方が適合するものと思われ、光長寺本のように記されるべき一節であることをも窺わせるのではないかと思う。

では、この一節にみられる本文異同は、どういった過程を経て生じたものであろうか。結論から先にいえば、光長寺本のように記されていた本文が、有名な故事と和歌表現に差し替えられた結果、抜書本のように記されるに至ったと推考する。「浮木_ニ乗_リケン人」という表現は張翫故事を想起させるものであり、張翫故事を踏まえて詠んだ采女歌、あるいは采女歌をめぐる采女故事にまで思い及んだ可能性はある。しかし、「アリシニモアラスカハリテ」「ウキ、ニノレルトヨミケル人」といった、典拠の異なる表現に差し替える必要があるだろうか。「天の河」の歌を詠んだ采女故事を踏まえた場面に即した本文であったのを、張翫故事や俊頼の和歌に基づいた表現に差し替えられたのであろう。抜書本のように記されるに及んでは、表現そのものに拘った改変が行われたのかもしれないが、結果、帝のもとに戻ってはきたものの寵愛を失ってしまったという、采女的心情が踏まえられていることなど考慮されなかつたのかもしれない。なお、この一節は、他の宝物集諸本に次のように記されて

| | |
|--------------------------------|--|
| 吉田本（瑞光寺本・吉川本も同文） | 片仮名古活字三卷本 |
| 世の中も有しにもあらず、浮木に 乗けむ人の心地せしかば | 世中在シニモ非ス浮木ニ乗ケ ン人ノ心地シテ |
| (古典文庫258『宝物集九冊本』 により引用) | (身延文庫蔵宝物集中巻付 片仮名古活字三卷本)影 印により引用) |

吉田本・片仮名古活字三卷本ともに、抜替本の記述と一致しているから、これらの諸本と比べても、光長寺本の一節は古い本文を伝えられていることになる。

2. いきの松原いきて帰り来る

次に、康頼と覚しい人物を訪ねて来た「昔花^ナ下月^ノ前^ニ見ナレタリシ人」の言葉を取り上げることには、清涼寺参籠の契機は、この知人によってもたらされるのだが、康頼と再会を果たした知人は、その帰洛を喜んで、次のように述べるのである。

心^ノ尽^シ思^フ年^ノ経^テケレトモウサニタヘタリケル身ナリケレハイキ
ノ松原イキテ帰^リ来^ニケル悦^ニナム来^トソ申メル

この一節には、「心^ノ尽^シ」(筑紫)「ウサニタヘタリケル身(宇佐)」(イキノ松原イキテ帰^リ来^ニケル(生の松原)」といった三つの地名が織り込まれている。ところが、知人の言葉を記したこの一節にも、

抜替本と光長寺本の記述には異同を生じていて、光長寺本には次のように記されている。

心ツクシノヲモヒ二年^ハヘニケレトモウキニタヘタリケル身ナ
リケレハイキノ松原^ノイキテキニケリ喜^ニナムキタルソト申タ
ムメル

筑紫と生の松原といった地名は織り込んであるが、「ウキニタヘタリケル身」と記していて、些細な異同だが、「ウサニタヘタリケル身」と記した抜替本とは異なっている。光長寺本の場合、帰洛後の心情を述べる記述を意識したために、「ウキ(浮・憂)」と記したことも考えられ、地名尽くしを意識した抜替本とは異なった意識のもとに綴られていることを窺わせもする。また、抜替本に「イキノ松原イキテ帰^リ来^ニケル」とある箇所を、「イキノ松原イキテキニケリ」とするのも、異なった文献に基づいて記されているためと思われる。抜替本には、源重之の

みやこへといきのまつばらいきかへりきみがちとせにあはんと
すらん

(後拾遺和歌集卷第十九雑五)「一条院御時大式佐理つくしには
はべりけるに御て本かきにくだしつかはしたりければおも
ふ心かきてたてまつらんとてかきつくべきうたとてよませ
侍けるによめる」)

という和歌に詠み込まれた表現を思わせるが、光長寺本は、栄花物語巻第五「浦くゝの別」に引かれた伊周の和歌と、それに対する伊周室の返歌を用いて記しているからである。

殿

こしかたのいきの松原いきて来てふるき都を見るそかなしき
との給へはうへ

其上のいきの松原いきてきて身ながらあらぬこ、地せしかな
との給

〔栄花物語の研究〕（風間書房、昭和60年）所収の梅沢
本により引用）

宝物集における栄花物語の利用は、すでに確認されている（尾崎勇氏「宝物集」一巻本の一考察―栄花物語との比較を中心にして―、「防衛大学校紀要」28、昭和49年3月〈和泉書院研究叢書17「愚管抄とその前後」に収載。平成5年）が、「浦くゝの別」に引かれた伊周の和歌とその室の返歌は、罪を問われて筑紫に配流の身を送っていた伊周が、帰洛の後、妻子と再会を果たす場面において詠まれたものでもある。宝物集の冒頭に「イキノ松原イキテキニケリ」と記されるのが、帰洛を果たした康頼とその知人の再会に際してであることを考え合わせると、似通った場面に用いられているだけに、偶然に一致したとも思えない。光長寺本は、栄花物語の場面を考慮

した上で選択されたであろうことを推測させる、そういった表現を用いていることにもなる。一方、抜替本には、光長寺本に比べると洗練された表現、具体的にいえば和歌に基づいた表現が用いられている。筑紫・宇佐・生の松原といった地名尽くしも、六百番歌合の恋部上「尋恋」廿七番左歌（顕照）に用いられているほか、和歌的な修辭として考える。

この一節についても、他の宝物集諸本の記述をあげることにする。
吉田本（瑞光寺本も同文）
片仮名古活字三巻本

| | |
|--|--|
| 心づくしのおもひに年経にけれ ども、うさにたへたりける身な りければ、いきの松原いきて帰 り来るよろこびになん来る、と ぞ申める | 心ツクシノ思イニ年ハ経ケレト モ憂ニ経タル身ナリケレハイキ ノ松原生キテ帰リニケル悦ニナ ン来ルトソ申ケル |
|--|--|

吉田本は抜替本とほぼ同文であり、片仮名古活字三巻本も「憂」の読みに残るものの同前といえる。抜替本の本文に窺われた性質は、吉田本・片仮名古活字三巻本にもあてはまるものであり、さらにいえば、光長寺本の本文が、宝物集諸本の中でも、異なった性質を有するものであることを示している。さらに、栄花物語と関わりの深い宝物集といえば、多種多様な本文を有する諸本の中でも、とくに、一巻本系の本文であることが指摘されている（尾崎氏、前

掲論文)。光長寺本のみ、柴花物語に基づいたと思われる表現が確認されたのである。光長寺本は、一卷本系の本文と同じ性質を有する第二種七巻本系宝物集であるとも考えられよう。先にもふれたように、宮内庁書陵部に蔵される一卷本と呼ばれる宝物集には、残念ながら、冒頭の何紙かが欠けている。一卷本は康頼自筆本と伝えられており、宝物集の草稿本であるともいわれている（小泉氏、前掲書）から、この本の段階において他系統本に記されているような、冒頭の一節を記していたと考えてよいかどうかにも問題はあはる。しかし、もし、一卷本にも冒頭の一節が記されていたとすれば、あるいは、光長寺本のように「イキノ松原イキテキニケリ」と記されていたのではないかと推測するのである。

3. 鬼界島のありさまは

宝物集の冒頭から、もう一箇所、次の一節も取り上げることにして、抜書本に

鬼鹿島オノカシマアリサマハ申マコトキ無益ムギニ侍ヘシ

と記される箇所である。吉田本・片仮名古活字三巻本等は、抜書本とはほぼ同文を記しているが、光長寺本には、次にあげるような、全く異なった本文を記しているからである。

薩摩国サツマノニナカサレタリトハカリソシリテ侍サマケム人ハカヨハヌヲキ

ノコシマニ侍サマシカ

康頼と覚しい人物が知人に語った言葉の一部だが、全く異なった内容を記しているというだけでなく、宝物集という作品に対する意識の違いさえ感じさせるのである。光長寺本の一節に施した傍線の箇所には、康頼自身が詠んだ和歌を念頭においているであろうことを推察させるからである。

心のほかなることありて、しらぬくにに侍りけるときよめる

平康頼 後名経

かくばかりうき身のほどもわすられて猶恋しきは都なりけり

さつまがたおきの小島にわれありとおやにはつげよやへのしほかせ

(千載和歌集卷第八羈旅歌)

「さつまがたおきの小島に」という和歌は、平家物語の「卒都婆流」に記されていて、配流の身にあった康頼が、この一首を書き付けた卒都婆を流したことで知られており、康頼の帰洛と関係するものである。宝物集の冒頭に登場する人物が、この作品の書き手として設定されていることは、先にも述べた。この作品の書き手、つまり、康頼と覚しい人物を描くにあたって、実際に康頼が詠んだ和歌を利用して記せば、この冒頭の記述は、より一層、康頼の物語として受け取られることになるだろう。光長寺本の一節には、冒頭に描かれ

る人物が康頼であることを明かそうとする、そんな意識を感じさせるのではないだろうか。光長寺本のように記されたのは、宝物集の作者は平康頼だと意識されていたからと考へる。ただし、光長寺本の記述は、康頼の作であることを強調しようとするものでもある。もし仮に、最も古い宝物集の本文にも、光長寺本のように記されていたのであれば、康頼作であることを念頭において作られたもの、つまり、康頼作であることを仮託された作品と考へることができよう。また、この一節には、冒頭の一文とともに、康頼の配所についても記されている。水原一氏は、平家物語諸本に記された康頼の配所について、

〔広本系—硫黄島（史実に適う）

語り物系—鬼界が島（史実と差あり）

という整理を試みられ、平家物語伝本の古いものには「硫黄島」とあったが、異郷の孤島の怖しさを強調する方向で「鬼界島」と語られるに至ったという考へを加えられ、さらに、宝物集冒頭に記された、この一節について、

宝物集で康頼配所を「鬼界島」といつているのは史実に反し、平家物語の語り物系になって固定して来る文芸的傾向と同調するものだといわねばならない

といった解釈を示されるとともに、鬼界島という島名を明記する抜

本等の諸伝本に対して、光長寺本には「薩摩国ニナカサレタリ」とのみ記されていることにもふれて、次のように言及しておられる〔延慶本平家物語論考〕第二部、資料的関連「宝物集との関連」、加藤中道館、昭和54年）。

平家語り物系が、硫黄島を鬼界島へ展開させて行く説話的基盤と同じものが宝物集の中に「鬼界島」を明示する事になったのではあるまいか

抜本のように鬼界島という島名を明記するものに比べると、光長寺本の一節のほうが古い本文を伝えている、という御指摘であろう。光長寺本のように記されていた本文を文芸的配慮のもとに改変した結果、抜本のように記されるに至ったというのであれば、冊洛後の心情を述べる一節において推考されたのと、同様の過程を経た改変であるということもできる。康頼自身の詠んだ和歌を用いた光長寺本は、鬼界島という島名を記した他本に比べて、古い段階の宝物集本文を伝えているのかもしれない、宝物集は平康頼によって作られているという意識が、比較的古い段階において生じていたことを窺わせている。

4. 諸本間における改変

宝物集の冒頭に記された本文にも、諸本によっては異同を生じる

箇所があつて、宝物集諸本の変容を窺わせているといえるだろう。

宝物集諸本の中でも著しい異同が確認された光長寺本の本文と、他の諸伝本との相違をまとめると、次のようになる。

一、光長寺本には、他の宝物集諸本と拠所の異なる表現を用いて記された箇所がある。

二、光長寺本の本文は、述べようとする場面にふさわしい故事に基づいた記述であるなど、場面に即した表現であることが考慮されたものだが、一方、他の宝物集諸本には、和歌表現を用いているにすぎない、述べようとする場面を考慮したとは思えない表現が記される場合がある。

三、光長寺本にのみ、一卷本系宝物集の性質を思わせるような本文が記されている。

四、光長寺本と他の宝物集諸本では、作者に対する意識が異なっている。

光長寺本には、抜替本ほか諸伝本に記される本文と比べると、明らかに性質の異なつた本文が記されていて、他の宝物集諸本より古い段階の本文を伝えていることをも推測させる。また、光長寺本以外の諸本に、和歌に詠み込まれた表現を用いた本文が記されていることについては、清涼寺に至るまでを記した道行の一節にも確認することができるといえる。

こ、のへの外に匂へる風のけしきもしるければ、急ぐ道なれども、春花門より入て見れば、物おもひもなし、と説給ひし人、実と覚えて、春より後の知人ぞほしく侍ける

(吉田本より引用。片仮名古活字三巻本は、波線を施した箇所を「カヲル」とする以外は同文を記す。抜替本には、この一節を欠いているが、書写を行った日意によって省略された箇所であることがわかる)

傍線を施した箇所を、光長寺本は「春、ヨノシル人、ホシク侍ケル」と記していて、異同を認めることができるが、吉田本等のように「春より後の知人ぞほしく侍ける」と記されるには、源有仁の詠んだ

ちらぬまは花をともにてすぎぬべし春よりのちの知る人もがな

(金葉和歌集巻第一春部「花為春友といへる事をよめる」)

という和歌を用いていることを思わせるからである。ただし、光長寺本と違って、和歌表現を用いて記しているといっても、光長寺本の記述と全く異なつた表現が選択されているわけではない。光長寺本と他の宝物集諸本の本文には、拠所とした表現が異なつているところを感じさせないほどに、些細な異同が確認されるにすぎず、どちらか一方の本文に基づいて改変された結果、生じた異同であることとを窺わせている。和歌表現を用いることによって、表現そのものの

洗練を意圖した改変が行われたことを推考するとともに、抜書本等のように記されるのは、光長寺本のように記された本文を改変した後であることも推測させるのではないだろうか。

光長寺本と呼ばれる宝物集は、巻一のみを伝えた零本であるから、第二種七巻本系と分類される諸本の中にあつて、ごく一部の本文を伝えるものでしかない。しかし、目頭の記述に窺われたように、宝物集本文の生成過程を考察するために、重要な本文を記した伝本であることに違いはないだろう。小稿では、わずかに目頭の一節を取り上げたにすぎず、光長寺本の全容について、さらには、光長寺本の本文を通して、宝物集全編の生成をどうとらえるかといった問題を残す。そういった問題については、稿を改めて考えることにしたいと思う。

二、「少将判官入道入洛事」

さて、平康頼の帰洛について記した物語と言へば、平家物語の一節を思い起こさせる。平家物語の生成に宝物集が利用されているであろうことは、今更いうまでもないが、康頼と覚しい人物について述べる宝物集の目頭の記述は、平家物語に記される康頼の物語、そして、康頼とともに帰洛を果たした丹波少将成経の物語に影響を与えているだろうか。平家物語を例に、宝物集の目頭を利用して記さ

れているであろう箇所を取り上げて、宝物集享受の一端を確認しておきたいと思う。

宝物集同様、平家物語にも多種多様な本文を記した諸本が伝えられているが、宝物集との関わりが深いといわれているのは、延慶本平家物語である。延慶本において、帰洛を果たした康頼と丹波少将について記しているのは、第二本「十六、少将判官入道入洛事」と「十七、判官入道紫野母許行事」だが、おもに丹波少将について述べる「少将判官入道入洛事」に、次のような故事を引いて記された箇所がある。

昔レモロコシニ漢ノ明帝ノ時劉殷阮肇ト云シ二人ノ者永平十五年ニ
薬ヲ取ル為ニ二人ナカラ天台山ニ登ルケルカ帰ラムトスルニ路ヲ失フ
山ノ中ノ迷シニ谷河ノ盃ノ流出ヲ見付テ人ノ栖ノ近事ノ心得テ其ノ水上ヲタ
ツネツ、行事幾程ヲ経スシテ一ノ仙家ニ入レリ樓閣重畳シテ草木皆
春ノ景氣ナリ然レ後ニ婦人ノ事ヲ望シカハ仙人出テ返ヘキ道ヲ教メ各々急
▲山ノ出テ己ノ里ヲ顧レト人々栖悉アリシニモアラスナリニケリ浅
猿ヲ悲テ覺テ委テ行ヘテ尋レ我ノ昔シ山ニ入テ失シ人ノ其ノ余波七世ノ孫也
トソ答ケル少将今度宿所荒シケル有様此ノ少キ人共ノ人ナリ給
ヘルヲミラレケルコソ彼ノ仙家ノ婦ケム人ノ心地シテ夢ノ様ヲ思
ワレケル

〔延慶本平家物語（大東急記念文庫）〕第二卷（汲古書院、

昭和57年〕影印により引用。平家物語の諸本の中で、この一節に劉晨・阮肇の故事を引用するのは、延慶本と長門本のみだが、長門本には「臣宗憲朔」といった異なった人名を記している)

傍線を施した一節には丹波少将の心情が描かれているが、荒唐した屋敷の有様を愁い、再会した我子の成長した姿に驚くといった、劉晨・阮肇の故事に記されるような心情であることを述べる。劉晨・阮肇の故事は、蒙求の標題を採って「劉阮天台」譚と呼ばれる説話だが、延慶本に引用される劉阮天台譚については、横井孝氏の「康頼・成経帰京における異郷譚と「三年」の杵」(延慶本平家物語考証)2、新典社、平成5年)という御論考に詳しい。横井氏は、劉阮天台譚の原拠を辿るとともに、延慶本に引用された劉阮天台譚が、古注蒙求に依拠したといわれる蒙求和歌、あるいは和漢朗詠集私注「謬入仙家」(巻第五「仙家」)詩注などに近い記述であることを確認された上で、次のような考察を加えておられる。

異郷淹留譚である「劉阮天台」説話においては仙女と主人公との交渉が欠かせないにも関わらず、「延」(長)(延慶本と長門本のこと)とともにその部分の記述が省略されているのは、異郷(流黄島)での苦難の強調とともに、諸書に見えない「人_キ栖_キ悉_クアリシニモアラズ」；「浅猿_ヲ悲_ク覚_テ委_テ行_ハ尋_レ」の部分に

説話引用の主眼が存したためであろう

横井氏は、延慶本に劉阮天台譚が引用されていることについて

人_キ栖_キ悉_クアリシニモアラズナリニケリ浅猿_ヲ悲_ク覚_テ委_テ行_ハ尋_レ、という部分に主眼を置いたことと述べておられるが、右に引用した記述は、横井氏によって「諸書に見えない」と指摘されているように、蒙求ほか劉晨・阮肇の故事を記した文献に見当たらない。「人_キ栖_キ」以下の記述が、どういった文献を介して加えられているのかも問題となるだろう。勿論、たとえば次に引用する、和漢朗詠集私注に記されるような、劉晨・阮肇の帰郷を述べる箇所を表現するために記された一節であることには違いない。

果_{シテ}得_レ還_ル家_ニ都_ヲ無_ク相_識郷里怪_ク異_ニ乃_チ駿_ニ七世_ノ子孫_ヲ伝聞_ス上世_ノ祖翁_{入_レ山_ニ去_リ不_レ知_ニ所在_{今_ノ乃_是既_ニ無_ク親_屬栖_宿許_ス}}

所_ノ

(新典社叢書10「和漢朗詠集私注」所収の天文頃古写下巻殘存本影印により引用)

ただ、劉阮天台譚を引用した主眼と思われる箇所「人_キ栖_キ悉_クアリシニモアラズナリニケリ」という表現を用いていることに興味を覚えるのである。「アリシニモアラズ」という表現は、宝物集の目頭に記される、作者と覚しい人物の心情を述べる一節にも用いられていたからである。もともと、蒙求和歌に記された「劉阮天台」

(第九懷旧部十一首)を述べる箇所には

フルサトハアリシニモアラズキシ方ニ又カエルベキ道ハワスレ
又

〔新編国歌大観〕所収の片仮名本により引用。ただし、平仮名本には「まよひゆく旅はうつつをたどりしにかへる家路も夢の古里」という、異なった和歌を記している)

という和歌を記しているから、「アリシニモアラズ」という表現を用いてもいる。しかし、先に取り上げたように、宝物集の冒頭の康頼と覚しい人物の心情を述べる一節には、延慶本、あるいは長門本と同様、「仙家^{ヨリ}帰ケム人」について記した故事も踏まえられている。丹波少将の心情を描いた延慶本の一節に、宝物集に記された康頼と覚しい人物について述べる箇所との関わりを想定してもよいのではないだろうか。延慶本が依拠した宝物集については、抜書本の本文に近いものであることが指摘されている(武久堅氏「『宝物集』と延慶本平家物語―身延山久遠寺本系祖本依拠について―」、『人文論究(関西学院大学文学部)』25・1、昭和50年6月〔平家物語成立過程考〕に収載。桜楓社、昭和61年)から、「浮木^ニ乗^リケン人^ノ心地」と記された、天河の水上を訪ねた張養の故事を踏まえる本文と関わっているであろうことが考えられる。「仙家^{ヨリ}帰ケム人」について記した故事を踏まえて、「世^ノ中^ニ」(宝物集)そして「人^ノ栖^キ

(延慶本)「アリシニモアラズ」変わってしまったことを述べるのである。引用された故事は異なっているが、延慶本に記される丹波少将の心情と、宝物集に述べられた康頼と覚しい人物の心情は、同様のものと考えられよう。また、延慶本に記された劉阮天台譚には、劉晨・阮肇の二人が仙家に至るまでを述べるために、

其水上^ヲタツネツ、行事

と記してもいる。張養故事を想起させる表現であることはいうまでもないが、宝物集には、命が宝であることを論じた箇所に、次のように記される箇所がある。

張養^{トシヤク}漢武^ノ使^ニ天^ノ河^ノ水上^ヲ尋^ナカヘリ劉晨^カ仙家^ニ行^ナカヘリ
テ七代^ノ孫^ニ相^ト命^シアリシ故也

(波線を施した箇所の人名は、光長寺本に「劉^{リウ}成^{ハク}」、吉田本に「劉^{リウ}成^キ」、片仮名古活字三巻本に「劉^{リウ}晨^{チン}」と記されている)

張養故事と劉阮天台譚を列挙した箇所であることも興味深いのが、「水上^ヲ尋^ナ」という、延慶本に記される表現と、同じ表現を用いて記された張養故事であることも重要であろう。「アリシニモアラズ」という表現だけでなく、延慶本に記された劉阮天台譚には、宝物集の記述を思わせるような表現が用いられている。丹波少将の帰洛後の心情を描いた延慶本の一節は、宝物集の冒頭に述べられた康頼と

覺しい人物の心情に基づいて記されていると推察されるのである。

先に述べたように、宝物集の冒頭に張琴故事を踏まえた「浮木ウキ乗ノケン人」という表現を用いているのは、

天の河うき木にのれるわれなれやありしにもあらず世はなりに
けり

という和歌を詠んだ采女の記事に基づいて「ウキ、ニノレルトヨミケル人」と記される、光長寺本のような本文を改変した後のことであつて、采女歌の第二句が引用されたことに起因する。では、延慶本、あるいは長門本のように、劉阮天台譚を踏まえた心情として記されたのはどうしてだろうか。丹波少将と康頼の二人が帰洛したことを考慮して、劉辰・阮肇という、二人の人物の帰郷を扱った故事を引用するほうが適当だとみなしたからであろうか。劉阮天台譚には、念願叶つて帰郷を果たした劉辰・阮肇について「アヒシレル人モナシ（歳求和歌）」と記しているが、丹波少将の帰洛を述べる物語にも、父故大納言成親の配所に立ち寄つて生前を忍ぶ場面が描かれており、さらに、丹波少将とともに帰洛した康頼についても、次のように記されているのである。

北山紫野母ノ宿所ニ行リ有リシスミカヲミレハヤトハアレハテ、
人ヲナシ余、イフセサニ隣ノ小屋ニ立依テ下種女ニ此事ヲ問ケレハ内
ヨリ立出テ答ケレハサル人ハコレニオワセシカ（中略）此月ノ始

ツカタ賀茂ニ七日ノ御參籠アリテ御下向ノ後ハ此ノ御思ヒ積リニヤ
常ニナヤミ給シテ次第ニ病ニ成キ昔ノ語リト成給テ今日五日ニ成リ申
ケル康頼此事ヲ聞テ中々ナニシニ都ハ上リケルヨモノ神仏ニ今一
度母ヲミムトコソ祈リ空ニ御事ヲ悲サヨトテソ、ロニ袖ヲ絞リケ
ル

（第二本）「判官入道紫野ノ母ノ許ニ行事」より引用。平家物語
において、帰洛後に、康頼が、母を訪ねたことを記してい
るは、延慶本のほか、源平盛衰記もある。ただし、源平盛
衰記に劉阮天台譚は引用されておらず、また逆に、劉阮天
台譚を引用した長門本に、康頼が母を訪ねた場面は記され
ていない）

劉阮天台譚が引用されたのは、丹波少将の心情を述べるためとい
ばかりでないことを窺わせよう。丹波少将の帰洛を描いた物語を、
そして、康頼の帰洛後をも暗示させているのである。丹波少将と康
頼の帰洛を記した物語の、構想とも関わる故事であろうことを推測
させるのではないだろうか。丹波少将と康頼の帰洛について述べる
物語には、張琴故事を劉辰・阮肇の故事に差し替えて記す必要を十
分に感じさせるのである。

平家物語における宝物集の享受は、ほぼ同文を記した本文が確認
されることから指摘される場合が多い。しかし、先に引用した延慶

本の、丹波少将の心情を述べる一節には、宝物集に依拠したのであることを推測させる記述でありながら、ほぼ同文が記されているというわけではない。宝物集に踏まえられた張翥故事は、劉晨・阮肇の故事に差し替えられている。宝物集に記される康頼と覚しい人物の心情を参考にして、「仙家^{ヨリ}帰ケム人」について述べる故事を踏まえ、「アリシニモアラス」変わってしまったことを思うといった心情が記されているにすぎない。劉晨・阮肇の故事が、丹波少将と康頼の帰洛を述べる物語の構想と関わっているであろうことにもふれたが、劉晨・阮肇の帰郷を記した劉阮天台譚は、宝物集に記された

世^ノ中^ニ有^リシニモアラス浮木^ニ乗^リケン人^ノ心地セシカハ

という一節から、連想された故事である。平家物語における宝物集享受は、これまで指摘されている以上に深いものであったのかもしれない。勿論、丹波少将と康頼について記した箇所、康頼と覚しい人物を描いた宝物集の記述を参照しているというのは当然のことでもある。丹波少将と康頼の帰洛を記した物語を含む、鬼界島の物語について、康頼自身あるいはその周辺が関わっていると見る見方もある（水原氏、前掲書。第三部、説話的関連「鬼界島説話の考察」）。宝物集の作者も平康頼であると伝えられているから、先に取り上げた箇所における宝物集利用は、宝物集に依拠した平家物語の記述に

あって、例外的であるのかもしれない。ただし、延慶本の記述に影響を与えた宝物集の本文は、光長寺本に記されていたような古い段階の本文を伝えているであろう記述でなく、先に述べたような過程を経て改変された後のものである。鬼界島の物語を記した延慶本の一節が、宝物集に基づいて記された箇所であることを指摘するのみに留まらず、この一節が平家物語に加えられた経緯を、そして、平家物語における、丹波少将と康頼の帰洛を描いた物語の生成をも窺わせるのではないかと思う。

三、宝物集の変容

小稿では、宝物集の冒頭に記される本文について取り上げてみた。多種多様な本文を記した諸本を伝えていることで知られる作品ではあるが、冒頭の記述が改変された過程に窺われたように、小泉氏の分類によつて、第二種七卷本系という、同系統本として扱われる伝本であっても、全く異なった意識のもとに改変されているであろうことを推測させる本文を記しているのである。宝物集の作者についても、これまでいわれてきたように、平康頼としてよいかどうかには問題がある。しかし、仮に今、康頼作であることを認めるとしても、その本文編纂に用いられた文献を、康頼以前あるいは同時代のものから特定しようとする方法には限界があることを示し

ている。本文を改変するに際して、拠所の異なった表現に差し替えられてしまった箇所もあるのだから、ある時点において、宝物集の編纂に関わった人物が参照した文献である可能性を、考慮するべきかと思う。宝物集という作品を考察するにあたっては、成立過程において、こういった自由な改変が行われたこと、さらにいえば、自由な改変が行われ得たことに注意を要するのではないだろうか。延慶本平家物語に記された、丹波少将と康頼の帰洛を描いた物語の一節も、宝物集に記された本文に基づいていながら、独自に書き改められているであろうことを推察させる。延慶本の一節は、宝物集の本文を書き改めて記した好例であるとともに、宝物集本文の姿容を窺わせる記述としてもとらえることができる。書写が重ねられるに際して、様々な姿容を遂げた作品であることは、宝物集諸本の生成を窺わせるものである。しかし、宝物集の本文に確認される姿容は、諸本間に生じているだけでなく、後出作品に享受されるに際しても及んでいる。宝物集が後出作品に影響を与えているであろうことについては、様々な指摘が行われている。けれども、享受者によって書き改められていくという、ある意味において、注釈書を想起させるような、そういった享受の有様を推想させるのだから、同文が記されていることを根拠にした影響関係の指摘という、これまで行われてきたような方法には問題を有するものと考えられよう。そし

て、こういった享受が行われていたことにこそ、宝物集という作品の性質を知る手掛かりが隠されているのではないかと思うのである。

〔注〕

① 俊頼髓脳を典拠としてあげる箇所は、邪淫戒を記した一節に、

コトシケシ、ハシハタテレヨヒノマニラケラム露、出ナハラハム

トヨミ給ニ後撰ニミカトニ奏、給哥ト侍レトモ俊頼キミノ髓脳ハ、ミソカコトニヨミタマヘルトソマウシタメル

とあるほか、求不得苦を述べる箇所にも、次のようにある。

今日ノミト見ニ心ソマスカ、ミナレシカケヲ人ニカタルナ

是ハ五月ノ長雨ノ比貧苦ニセメラレテ鏡ヲ壳ケル人ノウチニカキタル哥也細ニ俊頼朝臣ノ髓脳ニイヘリ

〔抜書本より引用。先に引用した、邪淫戒を記した一節

も同様。求不得苦を述べる箇所の出典注記は、吉田本・本能寺本に記されていない〕

ただし、「今日ノミト」という和歌、あるいはこの一首について述べる記述は、管見に及んだ範囲でだが、俊頼髓脳に確認することができない。宝物集の成立過程において、俊頼髓脳を典拠とした箇所に、何らかの混乱を生じていることを窺わせる

のではないだろうか。

② 「浮木^ニ乗^ッケン人」という表現と張審故事については、次にあげる御論考に詳しい。

・矢作武氏「天の河うき木に乗れる」類歌と張審乗査説話について（『相模国文』5、昭和53年3月）

・後藤祥子氏「浮木にのつて天の河にゆく話—平安和歌史の視座から—」（『国文目白』22、昭和58年3月。後に「浮木にのつて天の河にゆく話—松風」「手習」の歌語」（『源氏物語の史的空間』第三章「歌語りの世界」に収載。昭和61年）という題で、改稿しておられる）

・黒田彰子氏「張審考—俊頼髓脳へのアプローチ—」（『国語国文』58・12、平成元年12月）

「浮木^ニ乗^ッケン人」は、俊頼髓脳以前にも、張審故事を踏まえた表現として理解されていたらしく、小大君集に載る一首など、和歌に詠み込まれるほかに、様々な文献に確認される表現であることが、各御論において指摘されている。

③ 万代和歌集（巻第十九雑歌六「題しらず」）に、和泉式部の詠んだ

世のなかにありしにもあらずなれる身をしらばやなにのつ

みのむくひと

という和歌が採られている。この一首は、和泉式部集にも「おやはらからなど、おなじ所にはかにほかほかになり後、たふときことするにいひやる」という詞書を付して載るが、傍線を施した箇所を「その中にありしにもあらず」とする。万代和歌集に採られた和泉式部歌には、俊頼歌に詠み込まれるような表現に基づいて、改変されているのであろうことが推測され、ゆえに、この一首を用いて宝物集の一節が記されているとは考えないことにした。

④ 張審故事が、采女歌の第二句に詠み込まれた「うき木にのれる」という表現について説明を加えるために引用されているであろうことは、たとえば次の、和歌色葉（中巻「うき木」）に明記されている。

此歌は昔帝の采女をいとほしくおほしめして片時もはなさず寵愛し給ふに、病によりてさとに出でて久しくまらざりける間に、又人におほしめしつきて、御心かはりてさき／＼にも似ず見え給ひければよめる也。うき木にのれるとよめるは、唐の國王張審といふものに（以下記される、張審故事は省略する）その常に見るにもあらぬ所へまかりたる事を、帝の御心のかはらせ給ひたるによりて、此歌をば采女よみて奉れりけるなり

(『日本歌学大系』4所収により引用)

⑤ 顕昭は、三つの地名を織り込んだ

たづねてもあはずはうさやまさりなん心づくしにいきの松

ばら

という和歌を詠んでいる。

⑥ 瑞光寺本には、「うさ」と記した傍らに「き」と注記されている。

〔付記〕

小稿校正中に、村上学氏の『『宝物集』—平康頼の心情に即した仏道勸化物語—』(『国文学解釈と鑑賞』58・12、平成5年12月)という御論考に接しました。宝物集の冒頭、あるいは末尾の記述から、本作品の性質を読み解いておられる、小稿に述べる私見にとって示唆的な御論考である。小稿には、村上氏の御論を示しつつ述べるべき箇所もあるが、改めることができなかつたので、一言、おことわり申し上げる次第です。